

野上小学校いじめ防止基本方針

九重町立 野上小学校

1 学校いじめ防止基本方針

全国的にいじめ問題は、深刻な社会問題であり、自らの命を絶ったり不登校になったりする児童生徒が多くいることも事実である。

本校においても、いじめのアンケート調査で平成28年度は4件が認知されていることを考えれば、教職員をはじめ、保護者・地域と協力しながら、学校一丸となって取り組む最重要課題の一つである。これまで、未然防止、早期発見・早期対応を行ってきたが、未だいじめを根絶することができていない。

また、最近ではインターネットやSNSを利用したいじめも発生しており、いっそう発見・解決が難しい状態が出てきている。

そこで、いじめ防止の基本方針を策定し、学校として組織的な対応をすることで未然防止、早期発見・早期解決を目指したい。

また、いじめについては次のような理念のもと対応にあたるものとする。

(基本理念)

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにいじめの防止等の対策を行う。その場合は、「いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すものとする。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法 第2条より」

(2) いじめに対する基本的な考え方

① 指導にあたっては、どのような社会にあっても、決して許されない。いじめる

側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度で児童（生徒）に指導を行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されない。

- ② 教職員は、子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしという認識は持たない。
- ③ 児童（生徒）の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを見つけるための積極的な取組を行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- ④ いじめられる児童（生徒）や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童（生徒）を徹底して守り通すということを、教職員が、言葉と態度で示す。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにする（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝える。また、日常的に児童が教職員に相談できるラポールを創り出す。
- ⑤ 児童生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むようなことはあってはならず、校長に適切な報告・連絡・相談がなされるようにする。それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して組織的対応ができる体制を確立する。
- ⑥ いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担うものである。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある、家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。そのためには家庭教育力向上が不可欠である。子育て支援のため関係機関紹介やPTAを通じての啓発活動など取り組まなければならない。また、地域を挙げた子どもたちの健全育成の取組も急務である。
- ⑦ いじめを行う児童生徒に対しては、一定期間、校内においてほかの児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効な場合もある。さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童生徒を守るために、いじめる児童生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関

の協力を求めたりする、厳しい対応策をとることも必要である。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童生徒については、警察との連携を積極的に図る。これらの措置を講ずることについて、教育委員会や保護者との間に、日頃から十分な共通理解を図っておくことが大切である。

以上のような基本的な考え方に基づいて、学校が一致団結していじめ問題に取り組むものとする。

(3) いじめの集団構造と態様

いじめの構造（いじめの4層構造）は、次のような構造である。（森田洋司 1986年）

- いじめる生徒
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- 傍観者（見て見ない振りをする）
- いじめられる生徒

いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

また、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

よって、常にこのいじめの集団構造を理解し、学校やクラスの状態を注意深く観察・把握しながら、現象として現れる態様を見落とさぬよう対応していくことが重要である。

必ずしも直接的にいじめを認知できるとは限らない。むしろ、見えないところで進行していくのがいじめであるとの認識を持ちながら、機微に働く感覚を教職員は身につけなければならない。

3 いじめ防止の基本的な方向と取組（未然防止の観点より）

（１）指導体制、組織体制

○ 実効性ある指導体制

①連絡体制の確立（現状と課題の共有）

いじめの問題については、その件数が多いか・少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となるものであり、教育委員会と相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応をとる。

②教職員の組織体制を確立し、全教職員で指導に取り組む（指導方針の徹底）

教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立する。

また、職員研修を定期的に行い、即時対応できる力量を高める。

③リーダーによる指導体制の確立（行動内容の具現化）

校長、教頭、生徒指導主事等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローする。

④個々の教職員へのフォロー体制の確立（役割分担の明確化）

いじめの訴え等を学級担任が一人で抱え込むようなことがないようにする。場合によっては、校内で支援チームを作り、組織的に対応する。

○ 実効性のある組織体制

「野上小いじめ防止委員会」の設置

（検討内容）

- ・学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画、立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・配慮を必要とする児童生徒への支援

（メンバー）

（校内）管理職・生徒指導主事・養護教諭

（外部）スクールカウンセラー、九重町教育相談員、警察（駐在）、町保健師
スクールガードリーダー、PTA代表、

(2) 年間指導計画

	年間指導計画	教職員研修	いじめ防止委員会
4月	○学級づくり ○1年生を迎える取り組み (入学式・お迎え遠足)	○学級集団づくり ○児童の情報交換	第1回定例委員会
5月	○いじめアンケート実施と分析 ○児童会による仲間作りにおける テーマ設定と年間計画 (学年ごとに人権宣言作成)	○児童会による集会計画案決定	(必要に応じて適宜開催) 
6月	○運動会を通しての仲間づくり ○なかよし集会	○運動会を通しての児童理解 ○アンケート分析結果の共有	
7月		1学期の取組の振り返り、2学期 に向けての準備	
8月	○平和学習	○アンケート結果の分析・個人面 談の情報共有。 ○いじめ対応研修	
9月		○人権学習交流会 ・1学期実施内容を交流する	
10月	○情報通信機器の講演会 ・メール、LINE等		
11月	○地域ふれあいフェスティバルを 通しての仲間づくり	○県・町主催研修会への参加 ・県人教大会 ○いじめ・体罰等の服務研修	
12月	○教育相談(個人面談) ○人権学習アンケート実施と分析 ○持久走大会での仲間づくり	○保護者への啓発 ・PTA研修部人権講演会 ・町人権フェスティバル ○3学期に向けての準備、2学期 の取組の振り返り	
1月	○なかよし集会	○アンケート分析結果 ○個人面談の情報共有 ○人権教育校内実践のまとめ	
2月	○教育相談(個人面談) ○人権学習アンケート実施と分析 ○「6年生と楽しむ会」での感謝 を伝える取り組み	○PTA研修部主催「すきす きバレンタインウィーク」 の取り組み	
3月	○卒業式での取り組み	○人権教育研修会 (1年の振り返りと次年度課題)	第2回定例委員会

(3) いじめの防止のために次の事項に取り組む

◇学習指導の充実

- ・学びに向かう集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業づくり
- ・進路を意識した学びの姿づくり

◇特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動の充実
- ・ボランティア活動の充実（野上こども園と交流活動）
- ・体験的活動の充実（ゲストティチャー、出前授業の活用）
- ・児童会活動（人権の木）を通じての自己有用感のある取り組み
学年ごとに人権宣言、「ニコワクツリー」
- ・児童会によるいじめ撲滅活動の実施

◇人権教育の充実

- ・大分県人権8課題を意識した教科領域の授業展開
- ・人権公開授業（2学期末PTA授業参観）の実施
- ・人権意識の高揚（人権標語の作成と野上地区自慢カルタの作成）
- ・親子講演会等の開催
- ・特別支援教育の充実

◇情報モラル教育の充実

- ・意識調査、実態調査の実施
- ・親子講演会の開催
- ・PTAを中心としたノーメディアデー（ノーSNSデー）の実施

◇教育相談の充実

- ・面談の定期開催
- ・必要に応じた個別指導

◇保護者・地域との連携

- ・登校指導あいさつ運動の実施
- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施（オープンスクールデーの保護者参加要請）
- ・地域住民、放課後児童クラブ（学童保育）からの情報提供
- ・教育民生委員、生活指導員との情報交換
- ・野上公民館、九重町児童館との連携
- ・教育サポーターの活用

(4) 早期発見のために次の事項に取り組む

- ・アンケート、個人面談、生活ノートなどで子どもの変化を見逃さない。
- ・保護者が相談しやすい環境を日頃からつくる。
- ・授業・休み時間・清掃・給食・部活動などで観察をおこない、教職員で情報交換をする。（一人教員の一方的な見方で判断しない）
- ・校内組織をつくり、スクールカウンセラー、養護教諭などと連携する。
- ・職員会議で議題を設けて情報交換をする。

いじめ発見のためのチェックポイント

場 面	いじめのサイン	チェック
登下校時・朝	カバンを持たされている。	
	欠席する(欠席したいと言う:頭痛、腹痛等)。(月3日以上)	
休み時間	遊ぶ友だちが変わる。	
	別のグループの子といることが多くなる。	
	休み時間の終わりにいつもボールなどの片付けをさせられている。	
	ふざけあっているように見えるが、表情が笑ってない。	
	休み時間1人でいることが多くなる。	
	休み時間、保健室や図書室などにいることが多くなる。	
	よく職員室に来るようになる、職員室のまわりをうろろしている。	
授業中	その子が発言すると、ふざけた反応が返ってくる、もしくは、しらける。	
	成績が急に下がる。	
	忘れ物が多くなる。	
	机や教科書、ノートなどに落書きが目立つ。	
	係などを決めるときに、ふざけて推薦される。	
	グループにするとき、机を離されたり避けられたりする。	
給食中	その子が配膳した給食を誰もとらない。	
	給食や弁当を1人で食べている。	
	重い物や汚れたものを持たされることが多い。	
生活全般	元気がない。	
	声が小さくなる。	
	学級日誌や班ノートの記述が少なくなる。	
	持ち物を隠される。	
	他の子から強い口調でよばれたり、呼び捨てにされている、あだ名で呼ばれる。	
	きついことや悪口を言われたり、命令されている。	
	その子の持ち物にさわりたいがらない。	
	隣の子が、机を少し離す。	
	すれ違うとき、微妙(明らか)によける。	
	教職員と視線を合わさない。	
	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。	
	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。	

4. いじめへの対応（いじめ解決及びケアと再発防止に向けて）

①いじめられている児童（生徒）への対応

○早期対応と事実関係の究明

- ・いじめを受けている児童（生徒）等の心理的圧迫感をしっかり受け止める。
- ・当事者だけでなく、周囲の友だちから事情を聞く。
- ・事情を聞く場合は、個別対応しに客観的な事実と主観的な思い（いじめられる児童生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあること）を整理しておく。

○いじめを受けた児童（生徒）へのケアと弾力的な対応

- ・児童（生徒）に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラ一等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。

○いじめを継続させないための弾力的な対応

- ・いじめられる児童（生徒）には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、児童（生徒）の立場に立って、緊急避難としての欠席を弾力的に認める。その際は、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる。
- ・いじめられる児童（生徒）又はいじめる児童（生徒）のグループ替えや座席替え、さらに学級替えを行うこともある。また、必要に応じて児童（生徒）の立場に立った弾力的な学級編制替えも行う。

②いじている児童（生徒）への対応

- ・いじめは決して許されない行為であるといった毅然とした態度で指導にあたる。
- ・いじめられた側の心の痛みを理解させると同時に自分の行為が重大な結果に繋がったということを認識させる。
- ・保護者にいじめの事実や経緯を十分に説明し、いじめに至った背景なども探りながら二度とくり返さないように、継続的に指導していく。また、カウンセリング等が必要な場合は、関係機関と連携し対応する。

③友人、知人（観衆、傍観者）への対応

- ・いじめがあるという相談が寄せられた場合、その生徒たちの勇気を認め、教員と連携をとる方向で動く。
- ・いじめが続いている時は、周囲の生徒の受ける精神的なストレスに留意する。
- ・傍観者もいじめへ荷担しているという認識で、学級指導や教科指導、道徳、その他学校生活のあらゆる場面を通じて、事後指導をしていく。

④保護者及び関係機関との連携

○家庭との連携

- ・保護者等からの訴えや相談を受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。
- ・いじめへの対応の理解や協力をもとめる。

○地域社会との連携

- ・いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。
- ・いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。
- ・PTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保する。
- ・実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する

○関係機関との連携

◇警察との連携

- ・暴力行為、金銭の強要など犯罪に関わる場合は、警察とも連携して対応にあたる。

◇教育委員会との連携

- ・いじめを発見した場合は、教育委員会に報告をする。
- ・特に重大（生命の危機や犯罪にかかわるもの等）な事案の場合は、直ちに報告をし、対応については十分に協議する。

◇その他関係機関との協力

- ・医療機関、児童相談所、人権擁護委員会などと協力が必要な場合は、教育委員会に

報告し、教育委員会にコーディネーター的な役割を依頼し連携をしていく。

⑤ ネットいじめへの対応

(児童生徒への対応)

○ 被害児童生徒への対応

きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。

○ 加害児童生徒への対応

加害者自身がいじめに遭っていた場合もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べ、十分な配慮のもとで粘り強い指導を行う。

○ 全校の児童生徒への対応

個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

(保護者への対応)

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

(書き込みのサイトへの削除依頼)

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べ、削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に依頼する。

5 重大事態への対応

いじめ防止対応組織

いじめ対策の基本

1 早期発見・早期対応

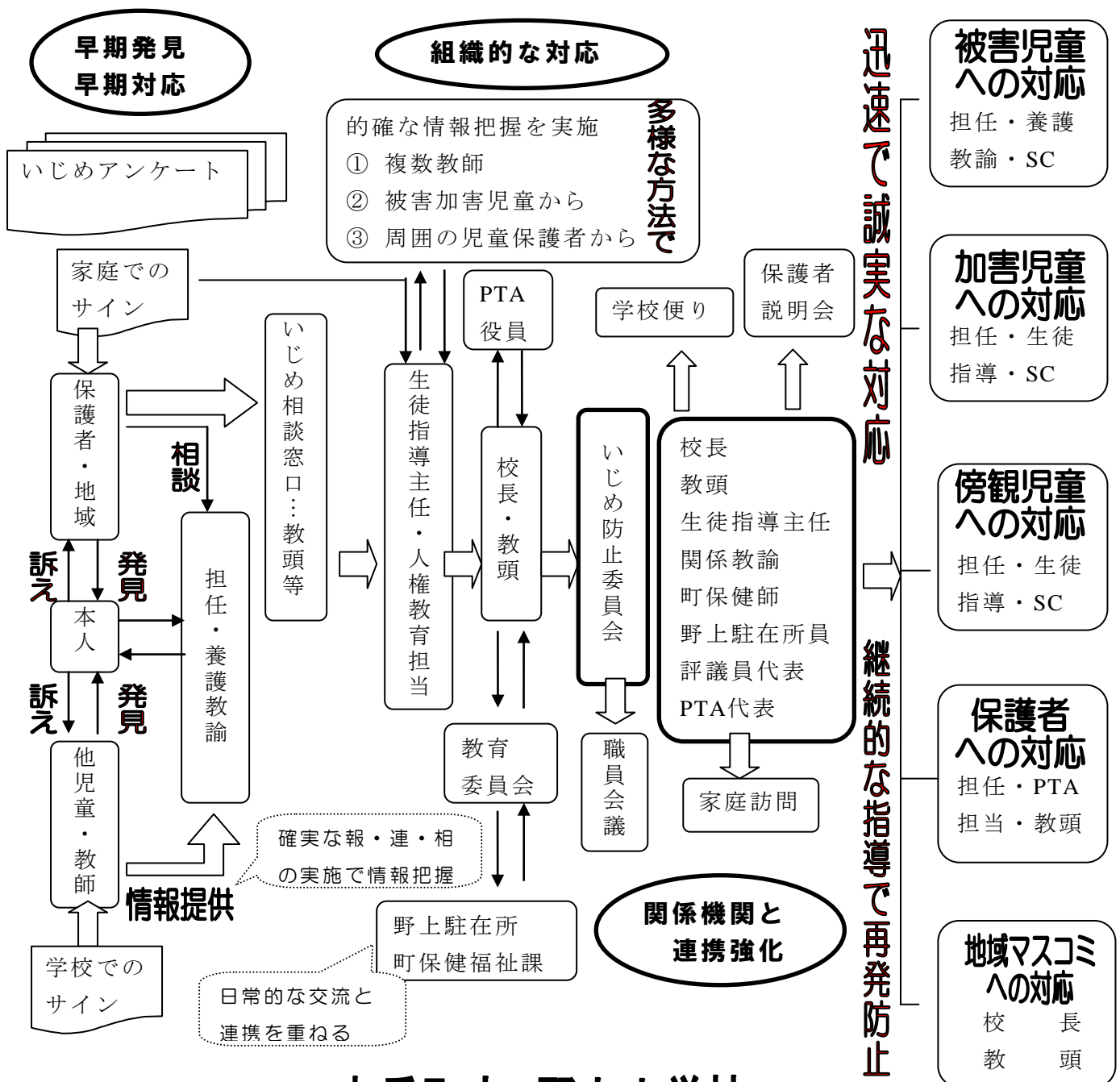
○いじめの予兆や児童のサインを察知し、迅速かつ適切に解消へ向け指導する。

2 組織的な対応

○いじめ対策委員会を機能させ、解消・再発防止に向けて組織的に取り組む。

3 関係機関との連携強化

○ケースによりあらゆる機関、保護者等との連携を図り解決へ向けて努力する。



九重町立 野上小学校